

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 45(オ)918	原審裁判所名	東京高等裁判所
事件名	地積更正登記に対する承諾請求	原審事件番号	昭和 44(ネ)967
裁判年月日	昭和 46 年 2 月 23 日	原審裁判年月日	昭和 45 年 7 月 13 日
法廷名	最高裁判所第三小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	集民 第 102 号 201 頁		

判示事項	地積を更正する登記と不動産登記法六六条・五六条の適用
裁判要旨	地積を更正する登記は土地の表示に関する登記であり、これについては不動産登記法六六条・五六条の適用はない。

全 文	
主 文	本件上告を棄却する。 上告費用は上告人の負担とする。
理 由	上告代理人小林澄男、同蒞部省二、同植田義捷の上告理由第一点および第二点について。 <u>地積更正登記は土地の表示に関する登記（不動産登記法七八条）であつて、権利に関する登記ではないから、これについては、不動産登記法六六条、五六条の適用はないのみならず、被上告人においては、本件土地の換地計画として、昭和三三年一月一日現在におけるその土地台帳地積一〇七坪と本件土地区画整理における測量増の各筆についての増加分一割増しの地積をもつて本件土地の従前の土地の地積とすることと定め、これに基づき、すでにその仮換地を指定し、本件土地の登記簿上の地積が今後更正されても、本件土地区画整理事業の施行には影響のないものであることは、原判決挙示の証拠関係に照らして首肯できる。それゆえ、上告人が本件地積更正登記をするについて被上告人に対し承諾を求める本訴請求は理由がないものといわなければならない。これと同趣旨にでた原判決は正当である。原判決に所論の違法はなく、論旨は採用できない。</u> よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。 (裁判長裁判官 関根小郷 裁判官 田中二郎 裁判官 下村三郎 裁判官 松本正雄 裁判官 飯村義美)

※参考：判例タイムズ 260 号 208 頁、判例時報 625 号 51 頁、不動産取引の紛争と裁判例〈増補版〉RETIO350 頁